

## 新しい公共支援事業構成事業「NPO提案型活動基盤強化事業」事業企画提案書

平成23年7月14日

神奈川県知事 殿

住 所 神奈川県横浜市中区新港2-2-1-6F

郵便番号 231-0001

団 体 名 特定非営利活動法人

まちづくり情報センターかながわ

代表者氏名 理事長 浅尾 貴之



NPO提案型活動基盤強化事業について、次のとおり関係書類を添えて提案します。

事業計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、NPOの「働く場」としての成熟をめざし、NPOにおいて有給で活動する人材に焦点を当てて雇用環境整備に資する取組みを行うものである。</li> <li>・ とりわけ、短期間で一定の成果が出る取組みとして、人材募集・登用する際にNPOが活用できる仕組みづくりを進める。具体的には、①NPOで働く際に有用なスキルや能力を可能なかぎり「見える化」「客観化」して、NPOが求める専門性や人材像を明確にする、②NPO 専門の人材募集・登録サイトの構築・運用を行い、県内NPOが共同で活用できるよう仕組みを提供する。</li> <li>・ また、事業を通じて再確認するNPOでの雇用・働き方の実態やニーズをもとに、多くの人々がNPOセクターで働き続けられる環境づくりに向けた制度や施策のあり方を提案し、本事業が終わった後も継続して議論・検討を行う動きへと繋げる。</li> </ul>
委託料見積金額	<p style="text-align: center;">2, 937, 396円</p> <p style="text-align: center;">※ 委託料の対象となる経費の見積金額を記入してください。</p>
応募理由	<p>民間非営利組織（以下NPO）は、新しい公共の担い手として、また、新たな雇用創出の担い手として注目と期待を集めている。しかし、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行して10年以上が経過した現在、いまだNPO活動は、「ボランティアによる活動」という一般の理解が根強くあり、NPOで働く人々が安心して働き続けるために必要な労働環境の改善にはあまり関心が払われてこなかった。そこで当アリスセンターはこの事業を通じて、神奈川県内のNPO法人の雇用・就労環境の実態とその課題を確認・整理したうえで、NPOセクターが「働く場」としてより良い環境を整備するためのモデル的な取組みと、さらなる制度整備に向けた提案を行いたい。</p> <p>アリスセンターはこれまでの活動の中で、NPO向け実務テキスト『NPOの労務』の制作・頒布、労務関係の専門家派遣や講座の開催、近年は季刊誌『たあとる通信』で「NPOの雇用・就労」に関する特集記事を組むなど、NPOが働く場として成長することに関心を持ってきた。専門性や継続性をもって働く人材の確保・育成・定着は、NPOの基盤強化にとって大事なテーマであり、「新しい公共支援事業」のもとで神奈川県が行う各種のNPO基盤強化の取組みと並行して、NPOの雇用環境改善に向けた取組みを行うことが、個々のNPOの自立や発展に資するものと考えます。</p>

## 団 体 調 書

団体名	★ 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ (通称: アリスセンター)																																																	
連絡 責任者	氏名	藤枝 香織																																																
	住所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1-6F																																																
	電話・ファクス	電話: 045-212-5835      ファクス: 045-212-5826																																																
	e-mail	office@alice-center.jp																																																
(日常的に連絡が 取れる方の連絡先 を記入して下さい。)																																																		
発足・設立年月日	★ 1988年 5月 21日 (法人設立登記年月日 1999年 10月 1日)																																																	
団体設立の経緯	「市民がまちや暮らしの課題に取り組み、必要なしくみを創り出せる社会でありたい」という市民の思いを実現し、市民・企業・行政の中にNPOへの理解を広め、人々の合意形成を促すための中間支援組織として設立。																																																	
団体の目的 (定款、会則等に記載された目的を 記載してください。)	課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、市民がまちづくりの主体となるための手法やシステムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、地域における市民の活動やまちづくりのための実践・政策提案を支援することを目的とする。																																																	
会員数	個人会員 123 名 ・ 団体会員 45 団体																																																	
役員数	10名 (理事 8名 監事 2名 )																																																	
主な活動地域	神奈川県																																																	
主な活動内容・業務内容 (定款、会則等に記載された目的を 記載してください。)	課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、市民がまちづくりの主体となるための手法やシステムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、地域における市民の活動やまちづくりのための実践・政策提案を支援すること。																																																	
会報等の発行	㊦ タイトル: 「たあとる通信」 発行時期: (定期 4 回/年 ・ 不定期)	無																																																
ホームページ	㊦ URL <a href="http://www.jca.apc.org/alice/">http://www.jca.apc.org/alice/</a>	無																																																
財政規模	<p>【今年度予算】(平成 22 年 8 月～平成 23 年 7 月) 19,072 千円</p> <p>【前年度決算】(平成 21 年 8 月～平成 22 年 7 月) (確定)</p> <table border="0"> <tr> <td>[収入]</td> <td></td> <td>[支出]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会費収入</td> <td>1,929 千円</td> <td>事業費</td> <td>14,429 千円</td> </tr> <tr> <td>寄付収入</td> <td>66 千円</td> <td>管理運営費</td> <td>9,075 千円</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>24,261 千円</td> <td>その他支出</td> <td>108 千円</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>116 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,372 千円</td> <td>計</td> <td>23,612 千円</td> </tr> </table> <p>【前々年度決算】(平成 20 年 8 月～平成 21 年 7 月)</p> <table border="0"> <tr> <td>[収入]</td> <td></td> <td>[支出]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会費収入</td> <td>1,295 千円</td> <td>事業費</td> <td>5,172 千円</td> </tr> <tr> <td>寄付収入</td> <td>164 千円</td> <td>管理運営費</td> <td>11,023 千円(*)</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>16,032 千円</td> <td>その他支出</td> <td>149 千円</td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>146 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,637 千円</td> <td>計</td> <td>16,344 千円</td> </tr> </table> <p>(*)事業人件費を一部含む</p>		[収入]		[支出]		会費収入	1,929 千円	事業費	14,429 千円	寄付収入	66 千円	管理運営費	9,075 千円	事業収入	24,261 千円	その他支出	108 千円	その他収入	116 千円			計	26,372 千円	計	23,612 千円	[収入]		[支出]		会費収入	1,295 千円	事業費	5,172 千円	寄付収入	164 千円	管理運営費	11,023 千円(*)	事業収入	16,032 千円	その他支出	149 千円	その他収入	146 千円			計	17,637 千円	計	16,344 千円
[収入]		[支出]																																																
会費収入	1,929 千円	事業費	14,429 千円																																															
寄付収入	66 千円	管理運営費	9,075 千円																																															
事業収入	24,261 千円	その他支出	108 千円																																															
その他収入	116 千円																																																	
計	26,372 千円	計	23,612 千円																																															
[収入]		[支出]																																																
会費収入	1,295 千円	事業費	5,172 千円																																															
寄付収入	164 千円	管理運営費	11,023 千円(*)																																															
事業収入	16,032 千円	その他支出	149 千円																																															
その他収入	146 千円																																																	
計	17,637 千円	計	16,344 千円																																															
助成及び委託の主な実績 (実施期間中に、国や地方自治体 から助成等を受ける予定があれば、 必ず記入してください。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2007～2008年度 コミュニティゾフ 支援事業 (厚生労働省委託) 10,322千円 (08年度)</li> <li>・ 2009年度 ソーシャルファイナンス研究会 (トラスト60助成金) 2,000 千円</li> <li>・ 2009年度 シニアとNPOのマッチングに関する実態調査 (中央労働金庫助成金) 2,000千円</li> <li>・ 2008～2010年度 エコシティたかつ推進事業 (川崎市高津区) 1,788千円 (10年度)</li> <li>・ 2009～2010年度 協働推進事業外部評価補助 (川崎市高津区) 558千円 (10年度)</li> </ul>																																																	

※営利団体である場合は、★の項目のみを記入し、会社概要を添付してください。

## 実施計画書

### 1 現状認識と課題認識

- 民間非営利組織（以下NPO）、なかでもNPO法人は、新しい公共を支える主体として更なる活躍が期待されている。しかしNPO法施行から10年以上が経過した現在も、「働く場」としてみたNPOは、その雇用環境がきわめて脆弱であり、NPOで働きたいと考える人々が安心して働ける環境を整備できていない。「人」がもっとも大事な活動資源であるNPOにとって、専門性や継続性をもって働く人材は組織の自立や発展に欠かせないが、たとえば以下のような課題から、意欲と能力ある人材をNPOで確保・育成・定着させることが厳しい現状がみられる。

#### 【現時点で認識している課題】

- ・ 給与水準が低く、昇給も見込めないことが多いため、扶養家族を抱えて働くことが困難である。
- ・ 人手不足や業務の標準化が遅れているため代替要員が確保できず、ライフサイクルの変化に伴って必要となる中長期の休暇（産前産後休暇・育児休暇・介護休暇など）がとれない。
- ・ NPO職員向けの体系的な研修制度や自己啓発の機会が少ない。とくに海外の先進事例などに触れる機会が非常に少ない。また、業務過多のため研修機会があってもチャレンジする気持ちも生まれにくい。
- ・ 他のNPOや営利企業などとの人的交流が少なく、幅広い人脈や視野を持ちにくい。
- ・ 委託事業などで一定期間NPOに雇用される人材が増えたが、雇用期間終了後に、再度NPOセクターで働ける機会が少ない。（NPOで働いた知見や経験をキャリアとして生かせる機会を喪失してしまう）

- NPOが雇用・就労の場として成熟していない背景に、財政的な脆弱性があることは明らかである。しかし、それだけでなく、NPOには多様な関わり方・働き方があるため、NPOはボランティア（無償）による活動という一般の理解が根強くあり、NPOで報酬をもらって「働く」という側面に十分な理解と関心がもたれてこなかったことも、少なからず雇用環境整備を遅らせる原因になっていると考えられる。NPOの雇用環境を改善するためには、より良い制度や仕組みを創り出すことと同時に、経営者（雇用主）と働き手、NPOを取り巻くステークホルダーの意識改革も重要になってくる。

- これらの課題認識を踏まえ、本事業では、NPOの「働く場」としての成熟をめざし、NPOにおいて有給で活動する人材に焦点を当てた取組みを行うこととする。とりわけ、短期間で一定の成果が出る取組みとして、NPOが人材募集・登用する際に活用できる仕組みづくりを進める。具体的には、①NPOで働く際に有用なスキルや能力を可能なかぎり「見える化」「客観化」して、NPOが求める専門性や人材像を明確にする、②NPO専門の人材募集・登録サイトの構築・運用を行い、県内NPOが共同で活用できる仕組みを提供する。また、事業を通じて再確認するNPOでの雇用・働き方の実態やニーズをもとに、多くの人々がNPOセクターで働き続けられる環境づくりに向けた制度や施策のあり方を提案し、本事業が終わった後も継続して議論・検討を行う動きへと繋ぐ。

#### ○国や地方自治体が行う既存のNPO等の組織基盤強化事業との違いについて記入してください。

- 市町村で行われる施策には、NPO同士の交流やNPOの運営に関する研修、NPOとボランティア人材をマッチングする事業などが多い。また、国や県レベルでは、社会起業家を育成・支援する事業などが行われているが、個人のスキルアップと起業支援を行うものであり、NPOセクターを「働く場」として整備するという趣旨で自治体が事業を行っている例は見当たらない。

#### ○課題認識等の根拠となる統計や調査などがあれば、記入してください。

- ・ 『NPO、ワーカーズ・コレクティブ等にもみる多様な働き方～その現状・課題・可能性』

（多様な働き方研究会（事務局：神奈川県商工労働部労政福祉課）／2005年1月）

多様な働き方の中でも、とりわけ神奈川県の特徴的存在であるNPOとワーカーズ・コレクティブの両方に着目し、実態調査を行い、多様な働き方のための環境整備について検討している。多くのNPOやワーカーズ・コレクティブがスタッフに社会的ミッションや生きがいの実現の場を提供しているにもかかわらず、一方で、そうした人々が長く働き続けられる職場としては確立されていないという現状が明らかになっている。

- ・ 『NPOの有給職員とボランティア～その働き方と意識（労働政策研究報告書No.60）』

（独立行政法人労働政策研究・研修機構／2006年5月）

雇用者である有給職員のみならず、ボランティアの形態で活動している者も「就労」の範疇に含め、NPOで活動する個人を対象に実態調査を行い、NPOの今後の活躍を支える有給職員やボランティアに対するマネジメントはどうあるべきなのか、今後の労働政策の中でNPOやボランティアをどのように位置づけたらよいかを考察している。

- ・『若年層 NPO・NGO スタッフ就業実態調査 調査報告書 (第一版)』(特定非営利法人ユースビジョン/2010年3月)  
NPO の雇用主または人事担当者や若年層 NPO スタッフを対象とした調査結果の分析から、若年層 NPO・NGO スタッフの労働実態や採用・雇用環境を明らかにし、多角的な NPO の採用・人材育成の課題の把握とより具体的な解決策の提案を行っている。
- ・『愛知県 NPO 雇用状況等調査事業 NPO 法人における雇用と働き方~現状・課題・今後に向けて』  
(特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ/2011年4月)  
愛知県認証全 NPO 法人を対象に「団体調査」を実施 (回答数 512 法人、回答率 40.6%)。その中から 55 団体 595 名を対象に「スタッフ意識調査」を行い、団体・働き手の両面から「NPO での働き方・関わり方」を調査。併せて NPO の活動展開モデルを踏まえたヒアリング調査を行い、それらの結果を踏まえて、今後取り組むべき課題を提言にまとめている。

## 2 事業の具体的内容

### ○事業の目的

- ・ 本事業は、NPO の「働く場」としての成熟をめざし、NPO において有給で活動する人材に焦点を当てて雇用環境整備に資する取組みを行うものである。神奈川県内の NPO 法人の雇用・就労環境の実態とその課題を確認・整理したうえで、NPO セクターが「働く場」としてより良い環境を整備するためのモデル的な取組み (NPO が人材募集・登用する際に共同で活用できる仕組みづくり) と、さらなる制度整備に向けた提案を行う。

### ○支援対象者の想定

- ・ この事業では、雇用契約が結ばれた労働者が一人以上居る民間非営利団体、もしくは雇用契約は結ばれていないが、定期的に有給労働を行っている労働者が居る民間非営利団体を対象とする。

### ○計画期間

どちらかを○で囲んでください。

- ・ 23 年度 (~24 年 3 月 31 日まで)
- ・ ○23 年度及び 24 年度 (~25 年 3 月 31 日まで)

※2年度にわたる計画を提案していただけますが、事業企画募集や契約については、年度ごとに行います。

### ○事業の内容

#### 【23 年度事業の内容】

##### (1) 支援対象者 (団体) の選定

- ・ 県内全 NPO 法人への一次アンケート (10 項目程度) により、本事業で設定した課題への関心度や事業への参加 (協力) 意向を確認する。
- ・ 回答のあった団体の中から 100 団体程度を選定する (スタッフ雇用の状況、分野や地域バランスなどを考慮)。

##### (2) 参考事例・先進事例の検討

- ・ NPO セクターの雇用環境改善に資する国内外における取組みの参考事例や先進事例に関する情報を収集・整理し、ポイントを抽出する。

##### (3) 支援対象者 (団体) と働き手への詳細調査

- ・ 支援対象者に対し、「団体調査」(50 項目程度) を行い、人材の確保や定着に関する状況、人材ニーズ、賃金・手当の実態、労務に関する諸規定・制度の整備状況、などの現状や、支援や制度に関するニーズを把握する。また、有給で働く人材にもとめる能力やスキルに関する情報を丁寧に収集する。
- ・ 支援対象者に協力を求め、団体で働くスタッフ向けに「働き手調査」(30 項目程度) を行い、業務内容や働き方の実態・課題、研修・自己啓発の現状、キャリア形成への展望などを確認する。
- ・ 「団体調査」「働き手調査」の結果をとりまとめ、県内 NPO における雇用環境の実態を確認し、課題の整理・再検証を行う。

##### (4) 支援対象者 (団体) 専用の人材募集情報サイトの開設

- ・ 平成 23 年度は試行段階として、支援対象者 (団体) のみが利用できる人材募集サイトを当団体のホームページ上に開設する。ホームページでは、一般に公開する人材募集情報を掲載するほか、支援対象者間のみで情報共有できるページも設け、NPO 間での人材交流や融通の仕組みの検討を試みる。
- ・ なお、ホームページでは、個人情報の保護に最大限の注意を払い、当団体が管理人としてサイトに相応しくない情報が流通することを防ぐ。

(5) NPO の労働環境改善に向けた中間報告会を開催

- ・ 23 年度事業（調査とサイト開設）の結果をもとに中間報告会を開催し、神奈川における「働く場としての NPO」の実態について情報を共有する（支援対象者の参加を前提に、一般からの参加も可能とする。）

#### 【24 年度事業の内容】

(6) NPO 専門の人材情報サイトの運用（既存サイトの充実化）

- ・ 23 年度に試行運用を行った人材募集サイトの運用状況や効果を検証し、利用のルールを設定し、支援対象者（団体）以外の NPO も活用できるようにするなど、本格運用に向けたサイトの再整備を行う。
- ・ 情報サイトを利用する団体向けの支援として、労務管理の知識や、人材の確保・育成・定着のために有用な情報などを伝えるため、専門家による講座を開催する。

(7) NPO の雇用環境改善に資するモデル制度の検討・設計

- ・ 23 年度、24 年度の事業結果を踏まえ、NPO の雇用環境整備に活用できる制度を検討する（たとえば、NPO で働きたい人材を登録・派遣する仕組み、小規模な NPO の経理・総務などの管理業務を標準化する支援、人事評価システムの導入に関する支援、基幹人材の集合研修の制度設計など）。さらに民間中間支援組織（あるいは中間支援組織と企業や行政の協働）によって、モデル的運用が可能となるような制度を設計する。
- ・ 制度設計のために追加情報が必要となる場合には、情報を収集するためのヒアリング調査を行う（詳細は 24 年度事業企画時に検討）。

(8) NPO の労働環境改善に向けた最終報告会を開催

- ・ 2 年間の事業結果をもとに最終報告会を開催し、神奈川における「働く場としての NPO」の展望や、必要とされる制度の提案を行う。（支援対象者・関係者を中心に、一般からの参加も可能とする。）

### 3 事業の効果

#### ○支援対象者への効果

- ・ 支援対象者（団体）は、アンケートへの回答作業や調査報告に触れることにより、自団体の雇用環境に関する意識を持ってもらうことができる。さらに、人材募集サイトを活用することで、人材の採用にかかるコストを低減できる。また、労務関連の講座を受講することで、団体内の雇用環境の改善につながる。

#### ○神奈川の NPO 等に及ぼす効果

（直接支援を受けた NPO 等以外の NPO 等にも及ぶ効果があれば、記入してください。）

- ・ 支援対象者（団体）以外の NPO であっても、公開される調査報告に触れることで、雇用環境改善に関する意識を持ってもらうことができる。さらに、本事業の成果として提案する「NPO の雇用環境整備に活用できる制度」は、働き手のいる NPO が共有できる制度となる。

### 4 事業成果の把握

#### ○成果の把握

##### 【23 年度】

指標 1：人材募集情報サイトの利用団体数と延べ利用回数、サイトアクセス数

指標 2：中間報告会への参加団体数と一般参加者数

##### 【24 年度】

指標 1：人材情報サイトの利用団体数と延べ利用回数、サイトアクセス数

指標 2：労務関連講座の受講団体数

指標 3：最終報告会への参加団体数と一般参加者数

#### ○提案者の自己評価

- ・ 中間報告会（平成 24 年度は最終報告会）に参加した方からのアンケート回答や、支援対象者（団体）や情報サイト利用団体からの意見をもとに、自己評価を行う。

## 5 事業の実施体制

(この事業に関する責任者、従事者の数や経験などについて記入してください。有資格者などの専門人材を必要とする事業のする場合は、専門人材の確保状況等についても記入してください。)

### (1) 総括責任者

水谷 衣里 (アリスセンター理事、民間シンクタンク勤務)

### (2) 個別事業の責任者

藤枝 香織 (アリスセンター事務局長)

### (3) (1) (2) 以外の従事者

中島 智人 (アリスセンター理事、大学教員)

小川 智紀 (アリスセンター理事、NPO役職員)

土谷 和之 (アリスセンター理事、民間シンクタンク勤務)

堀 眞一郎 (アリスセンター監事、中小企業診断士、社会保険労務士)

サポートスタッフ2名(調査業務、サイト運営)を雇用予定

人事・労務関係の専門人材に事業全般にわたる助言をもらう予定

### (4) 実施体制図 (平成23年度事業の想定)

#### 【調査・制度設計チーム】

水谷、藤枝、中島、小川、サポートスタッフ

#### 【サイト設計・運営チーム】

藤枝、小川、サポートスタッフ

#### 【事業検討会議】

水谷、藤枝、中島、小川、土谷、堀、人事・労務の専門家

(必要に応じて他の外部支援人材も参加)

### (5) 個人情報の取扱いに関する方針及び体制

- ・ アリスセンターは、個人情報の保護に関する法律に基づき、本事業に関して知り得た個人情報を適切に管理し、その秘密を守るために必要な措置を講ずる。具体的には、以下の措置を講ずることとする。
- ・ 本事業で行う調査等で入手した情報のなかに個人情報が含まれる場合には、利用目的を特定し、収集時にはそれを明示する。本事業の成果報告の一貫として、対象者個人が特定されない範囲で記載内容の一部が公表される可能性があることを事前に説明し了解を得ることとする。
- ・ アリスセンター内に個人情報保護の責任者(理事長および事務局長)を置き、本事業に従事する者への個人情報保護に関する意識啓発に努める。

## 6 再委託 <再委託する予定がある場合のみ記入>

(他の団体に再委託する計画がある場合は、委託する内容と委託先の想定を記入してください。)

- ・ 人材募集情報サイトの設計・制作を(株)イータウンに再委託することを想定。(サーバーは当センターのホームページで使用しているものを利用。当センターホームページの一部を利用する形でコストダウンを図る)

## 7 事業のスケジュール

<23年度>	事業実施内容
平成23年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（チーム立ち上げ、全体方針の確認）</li> <li>・支援対象団体の選定作業（一次アンケートの作成・発送）</li> </ul>
平成23年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象団体の選定作業（一次アンケートの回収・まとめ・支援対象団体の選定）</li> <li>・参考事例・先行事例の検討作業</li> <li>・事業検討会議（進捗確認、詳細調査の項目検討）</li> </ul>
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細調査の調査票設計・作成</li> <li>・事業検討会議（詳細調査票の検討、人材募集情報サイトの仕様検討）</li> </ul>
平成23年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細調査の調査票発送</li> <li>・回答協力依頼（必要に応じて回答方法に関する説明・フォローアップ）</li> <li>・詳細調査の調査票回収</li> </ul>
平成23年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細調査の回答分析・まとめ</li> <li>・事業検討会議（詳細調査結果の検討・考察、人材募集情報サイトの仕様確定）</li> <li>・人材募集情報サイトの制作発注</li> </ul>
平成24年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細調査の報告書（案）作成</li> <li>・人材募集情報サイトの仮サイトの確認・調整</li> </ul>
平成24年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材募集情報サイトの試行開始・運営</li> <li>・事業検討会議（詳細調査報告書の検討、中間報告会の企画検討）</li> <li>・中間報告会の開催準備</li> </ul>
平成24年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの労働環境改善に向けた中間報告会の開催</li> <li>・人材募集情報サイトの運営</li> <li>・事業検討会議（事業の評価作業、次年度事業に向けた検討）</li> </ul>

※2年度にわたる計画の場合は、24年度の内容について記入してください。

<24年度>	事業実施内容
平成24年 4月~5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（平成24年度事業の全体方針の確認）</li> <li>・支援対象団体の選定作業（*前年度支援対象団体への支援継続可否、新たな支援対象団体の追加可能性については、神奈川県と相談したうえで決定する。基本的には前年度支援対象団体への支援を継続のうえ、新たに支援対象団体を募ることを想定。）</li> </ul>
平成24年 6月~7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（NPO人材情報サイトの本格整備に向けた検討、NPO向け労務環境改善講座の企画、NPOの雇用環境改善に向けたモデル制度の検討）</li> <li>・NPO向け労務環境改善講座（第1回）の開催</li> <li>・NPO人材情報サイトの仕様確定・発注</li> </ul>
平成24年 8月~9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（NPOの雇用環境改善に向けたモデル制度の設計のためのヒアリング調査の企画検討）</li> <li>・NPO向け労務環境改善講座（第2回）の開催</li> <li>・NPO人材情報サイトの運用開始</li> </ul>
平成24年 10月~11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの雇用環境改善に向けたモデル制度検討のためのヒアリング調査</li> <li>・NPO向け労務環境改善講座（第3回）の開催</li> <li>・NPO人材情報サイトの運用</li> </ul>
平成24年12月~ 平成25年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（ヒアリング調査の結果分析・考察、NPOの雇用環境改善に向けたモデル制度の設計）</li> <li>・NPO人材情報サイトの運用</li> </ul>
平成25年 2月~3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業検討会議（最終報告会の企画検討、モデル制度の提案準備）</li> <li>・NPOの労働環境改善に向けた最終報告会の開催</li> <li>・事業検討会議（事業の評価作業、翌年度以降の事業継続に向けた検討）</li> </ul>



## 収支予算書 (23年度)

科 目	金 額 (円)	備 考 (積算基礎等)
(収入の部) 委託金	2,937,396	
収入合計 (A)	2,937,396	
(支出の部)		
1 人件費	1,508,800	
給与 (スタッフA: 業務統括者)	235,200	11,200 円/日 × 21 日
給与 (スタッフB: 調査業務サポート)	985,600	8,800 円/日 × 112 日
給与 (スタッフC: サイト運用サポート)	288,000	7,200 円/日 × 40 日
2 物件費	1,034,400	
諸謝金 (検討会出席謝金)	120,000	10,000 円 × 2 人 × 6 回 (外部人材のみ)
諸謝金 (報告会/パネル出席謝金)	48,000	12,000 円 × 4 人 × 1 回 (外部人材のみ)
旅費 (通勤費: スタッフA)	89,600	800 円 × 112 日
旅費 (通勤費: スタッフB)	32,000	800 円 × 40 日
旅費 (外出交通費)	32,000	800 円 × 40 回
消耗品費	30,000	一式 (封筒、紙、文具等)
印刷製本費 (一次アンケート印刷費)	108,000	10 円 × 4 ページ × 2700 通
印刷製本費 (詳細調査票印刷費)	16,000	10 円 × 16 ページ × 100 通
印刷製本費 (報告会配布資料)	45,000	300 円 × 150 セット
通信運搬費 (一次アンケート発送)	216,000	80 円 × 2700 通
通信運搬費 (詳細調査票発送・回収)	28,000	140 円 × 100 通 × 2 回
会場借料 (検討会議会場費)	4,800	800 円 × 6 回 (株主センターを想定)
会場借料 (報告会会場費)	15,000	15,000 円 × 1 回 (横浜ワールドポーターズを想定)
委託費 (サイトのデザイン・制作)	250,000	一式
3 諸経費		
直接経費 (1+2) の 10%	254,320	その他事業に必要な間接経費 (事業スタッフの労務管理費、保険料、OA リー ス料、支払手数料など)
4 消費税		
経費合計 (1+2+3) の 5%	139,876	
支出合計 (B)	2,937,396	
収支差額 (A-B)	0	

※ 2ページの対象となる経費を参考に記入してください。

※ 収入の部では、委託料のほか、参加者に個人負担を求める場合は、それを含んだ積算としてください。

※ 支援対象者の公募に係る経費も積算してください。(事業の対象が不特定多数の場合、公募は不要です。)

※ 収支差額 (A-B) = 0 の予算を作成してください。

# 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわという。略称をアリスセンターとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区新港二丁目2番1号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、市民がまちづくりの主体となるための手法やシステムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、地域における市民の活動やまちづくりのための実践・政策提案を支援することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、まちづくりの推進を図る活動及び特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する支援の活動を行う。

2 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動として次の事業を行う。

- (1)まちづくりに関する政策等の提案
- (2)まちづくりに関する相談・コンサルティング
- (3)まちづくりに関する情報収集と提供
- (4)まちづくりに関する調査研究
- (5)まちづくりに関する講座・研修等の企画・運営
- (6)まちづくりに関する資料等の発行
- (7)まちづくりに関する講師等の派遣
- (8)市民団体等に対する支援・助成
- (9)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) 準会員 この法人の定期刊行物を受け取る個人または団体

### (入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。又、賛助会員、準会員も同様とする。

### (入会金及び会費)

第7条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入する。

### (退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき又は団体が解散したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を6月以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(退会の勧告)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員に退会を勧告することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上12人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときには、理事長のあらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第 16 条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員の数、役員総数の 3 分の 1 以下でなくてはならない。

3 役員には、費用を弁償することができる。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 17 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 18 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるものの他、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員に対する退会の勧告
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 20 条 定時総会は、毎年度終了後 2 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第 21 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求があった日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選任する。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決することができる。または他の出席する正会員を代理人として書面または電磁的方法をもって表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数

(3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者または表決委任者がある場合には、その数も付記）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要(発言者の氏名及び要旨を含む。)及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合には請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面

により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第33条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決の委任)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 理事会に出席した理事の出席者数及び出席者氏名(表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要(発言者の氏名及び要旨を含む。)及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
  - ア 会費および入会金
  - イ 寄附金品
  - ウ 事業に伴う収入
  - エ 財産から生ずる収入
  - オ その他の収入

(財産の管理)

第37条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会が作成し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### (暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第 1 項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、2 箇月以内に事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

#### (借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、借入から 1 年以内に償還する短期借入金について、理事会の議決を、それ以外の長期借入金については、総会の議決を得なければならない。

#### (特別会計)

第 43 条 この法人は、必要があるときは総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計を設ける場合は、財産及び会計を区分するものとする。

#### (会計年度)

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

### 第 7 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を除き所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

#### (解散及び残余財産の処分)

第 46 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの規定により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得たとき解散する。

3 解散後の残余財産は、この法人と類似の目的を有し、かつ神奈川県内に事務所を有する特定非営利活動法人の中から、総会で選定した法人に譲渡する。

### 第 8 章 事務局及び職員

#### (事務局の設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第 48 条 職員の任免は、理事長が行う。

### 第 9 章 公告の方法

#### (公告)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の発行する機関誌に掲載するとともに、神奈川新聞に掲載して行ふ。公告について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑則

(委任)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事 緒形 昭義  
饗庭 伸  
石川 あや (職業上の呼称 川崎 あや)  
内海 宏  
川村 研治  
菅原 敏夫  
西海 千代子 (職業上の呼称 平岩 千代子)

監事 早坂 毅

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 9 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の役員は、成立の日から 2000 年 9 月 30 日までの在任の期間は、第 14 条第 1 項ただし書の規定の任期に算入しない。この法人の成立の日から 2000 年 9 月 30 日までに補欠および増員された役員は、任期についても同様とする。

5 2000 年 10 月 1 日から始まる任期の理事のうち、定数の半数の理事は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、再任されることができない。

6 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人の設立当初の会計年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 7 月 31 日までとする。

8 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会員	入会金 2,000 円	年会費 1 口 10,000 円 1 口以上
賛助会員	入会金 2,000 円	年会費 1 口 30,000 円 1 口以上
準会員	入会金 1,000 円	年会費 5,000 円

### 附則

この定款は、2002 年 1 月 9 日から施行する。

### 附則

この定款は、2002 年 3 月 15 日から施行する。

### 附則



この定款は、2003年9月25日から施行する。

附則

この定款は、2006年12月22日から施行する。

附則

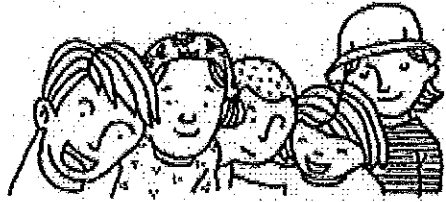
この定款は、2010年1月13日から施行する。

特定非営利活動法人 まちづくり支援センターかながわ	TEL 045-212-5835
<h1>アリスセンター</h1>	FAX 045-212-5826
<h2>市民と地域社会の自立をめざします。</h2>	Email office@alice-center.jp
アリスセンターは、1988年から神奈川県内の市民活動とともに歩んできました。	http://www.alice-center.org/

## ～ Mission ～

### ◆アリスセンターは市民とまちの新しいしくみづくりに取り組んでいます

課題解決を市民自らが担う自治型の地域社会をめざし、  
 市民がまちづくりの主体となるための手法や  
 システムの開発、社会環境整備に関する提案を行うとともに、  
 地域における市民の活動やまちづくりのための実践、  
 政策提案を支援していきます。



### ◆アリスセンターの中期戦略 (2008年度～2010年度)

中期戦略の柱	2009年度の主な事業
I：新しい社会システムの提案	行政システムへの提案 ・ 民間委託研究プロジェクト ・ 高津区協働推進事業外部評価実施補助業務 社会への提案・情報発信 ・ ソーシャル・ファイナンス研究会 ・ 『たあとる通信』の発行
II：多様なセクター間のネットワーク・連携の推進	・ 「エコシティたかつ」推進事業 ・ NPO・企業・行政等の多様な主体の連携プロジェクト ・ NPOスクエアを拠点とした協働
III：市民社会の基盤形成	・ シニアとNPOのマッチングに関する実態調査 ・ 高齢者の就業機会創出とソーシャル・キャピタル形成のための社会的企業育成に関する研究 ・ コミュニティ・ジョブ支援事業かながわ NPO 研究会市民活動相談、講師等の派遣 ・ ホームページ運営と『らびっとにゆうず』の配信 ・ 会員交流企画の実施

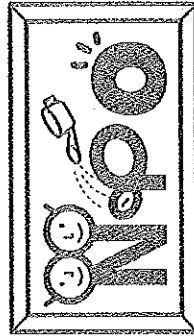
特集

# NPOが働く場として 成長するために

どうせ働くなら、給与はそれほど高くないから、地域や社会に貢献できる仕事をしたいと考える若者が増えていると聞く。それゆえ、NPO法人を就業先として考え、あるいは自ら社会的事業を立ち上げ働く若者も少なからずいる。では、実際に働く場として捉えたとき、NPOの実態はどうか。かなり厳しい現実があることは、本特集をお読みいただければわかる。全国のNPO法人数は3万8千を超え、神奈川県内でも毎月10件以上の団体が新たに誕生しているが、私たちNPO法人は、これから若い世代を含め多彩な人材を受け入れ、雇用を創り出し、10年、20年先までも活動を継続・発展させることができるだろうか。

今号の特集では、「NPOの雇用・就労」をテーマに、NPOで働く立場、NPOで人材を雇用する立場、NPO活動を通じて就労支援を行う立場から、様々な方の協力を得て、「NPOが働く場として成長するために必要なこと」を一緒に考えていただいた。そこから見えてきたのは、NPOを運営する人々の自覚と意識改革の必要性だ。

むしろ、市民が自ら考え創り上げる組織であるNPO法人は、すべてが同じ形である必要はない。しかしながら、そこに安定した雇用の場をつくっていくためには、一定の経営力と覚悟が求められるのだろう。NPOが働く場として成長するためのヒントを、本特集から汲み取っていただければ幸いである。

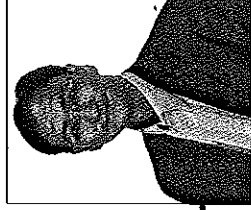


【寄稿】

## 何故、アメリカのNPOの給与水準は高いのか? ~アメリカ現地調査から見える、日本社会の課題~

鵜尾雅隆さん

(株)フアンドレックス代表取締役 日本フアンドレイジング協会常務理事



●プロフィール  
 様々な国際協力NGOの理事、運営委員などとして非営利組織の運営・創設に関わり、設立助産経験の後、米国のNPO向けのフアンドレイジング専門団体で企業顧客の開拓担当として勤務。外務省経済協力局、JICAインドネシア勤務を経て米国大学にて非営利組織管理修士修得。日本帰国後「フアンドレイジング運動」を立ち上げ、フアンドレイジングノウハウや寄付事情の各国比較などを発信している。他、寄付やフアンドレイジングについての講演、全国各地での研修、個々のNPO向けのフアンドレイジング改善や政策提議のコンサルティングなどを行っている。  
 著書 「フアンドレイジングが世界を変える」(三一書房)

近年の非営利セクターへの関心や社会的企業への関心の高まるは顕著なものがありますが、依然として行政や一般ビジネスセクターに比べて、特に民間非営利セクターに従事する雇員の給与水準は非常に低いものにとどまっています。そこには、もちろん、財源として十分なものが確保できずに、職員への給与と原資がないという事情がある場合もありますが、数億円以上の年間予算のある比較的大規模なNPOにおいても幹部スタッフの月給が大卒初任給を大幅に割り込むといった団体もあつたりします。

こうしたケースでは、「支援者に遠慮して」「理事長

が給与に対して抑制的」といった理由で低水準となっていることがまあります。

### 相対的に高いアメリカNPO雇員の給与

他方で、米国のNPOを見た場合に、平均給与水準では、日本のNPOに比べて相対的に高い水準が支払われているケースが多いようです。

【表1参照】

日本のNPOスタッフの給与水準については明確な調査が限られていますが、実感として年収200-300

●表1 米国家長事務局長の給与水準と平均勤続年数

給与規模	平均勤続年数 (事務局長)	事務局長給与	参考Admin. Assistant level
\$0~\$499,999	4.5年	\$52,731	\$27,287
\$50,000~\$999,999	8.8年	\$68,900	\$27,790
\$1,000,000~\$2,499,999	10.4年	\$87,967	\$23,905
\$2,500,000~\$4,999,999	14.2年	\$110,296	\$27,191
\$5,000,000~\$9,999,999	17.6年	\$122,388	\$29,083

(以下略)

※Nonprofit Times "Nonprofit Organizations Salary and Benefit Survey 2009"

※ただし、アメリカのNPOセクター統計の場合、病院や大学なども含まれるため、大規模組織も含めた「平均給与」については、比較対象としてはあまり意味をなさない数値となってしまう。そのため、上表では、年間予算10億円以下の規模のNPOに限定して掲載別に掲載した。

ウサギもカメもよくわかる NPOの労働 目次

はじめに

第一章 NPOになぜ「労働」が必要か

1 NPOで働く人々の増加 ..... 1

2 NPOにおける働き方 ..... 2

3 労働者の権利と「労働」  
【コラム】 働くってなんだろう？

第二章 労働に必要な基礎知識

1 働くことと労働者の関係 ..... 3

2 労働者・事業者・使用者とは  
(1) 労働者とは何か  
(2) 事業者とは誰か  
(3) 使用者とは誰か  
労働法の社会的位置付け ..... 5

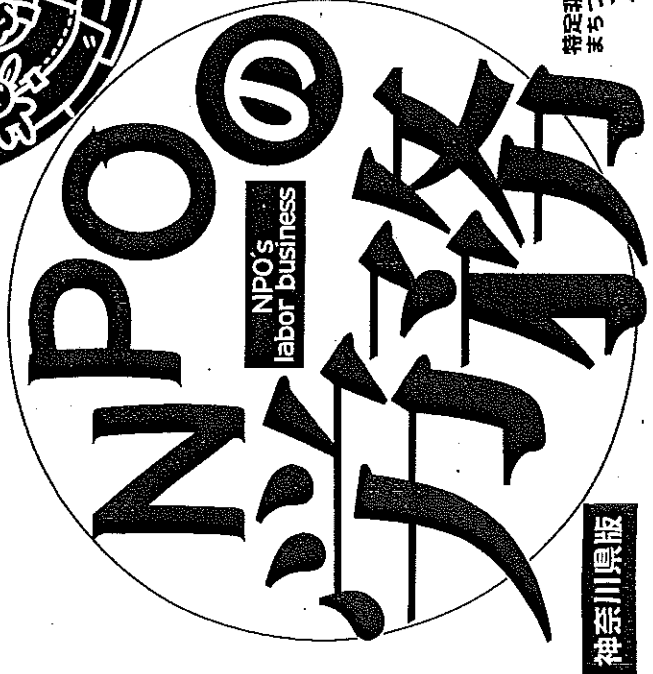
4 労働条件と就業規則  
(1) 労働条件  
(2) 就業規則  
＜演習＞労働条件通知書を作る ..... 7

5 賃金について ..... 10

6 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇  
(1) 労働時間 ..... 10  
(2) 休日 ..... 10  
(3) 休憩 ..... 11  
(4) 時間外及び休日の労働  
①割増賃金  
②事業場外の労働について  
(5) 有給休暇 ..... 12  
(6) 解雇 ..... 12  
(7) 退職 ..... 13  
(8) 災害補償 ..... 15  
(9) 労働基準監督官の権限と罰則 ..... 15

第三章 労働保険制度のしくみ

1. 制度の概要 ..... 17  
(1) 労災保険  
(2) 雇用保険



特定非営利活動法人  
まちづくり推進センター  
アリスセンター  
2003年7月発行

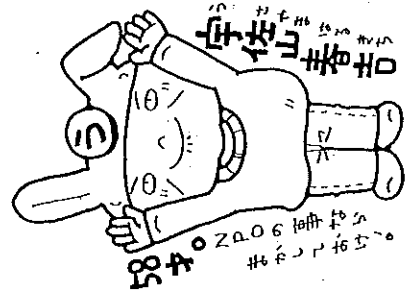
【コラム】 雇用保険？ 失業保険？

- 2 労働保険はどのような場合に加入するのか..... 19
  - (1) 労災保険に加入しなければならぬのはどんなとき？  
・特別加入 ・ポランティア保険
  - (2) 雇用保険に加入するのはどんなとき？
- 【コラム】 いろいろなる労災適用のケースを考えましょう
- 3 労働保険保険料の負担 ..... 21

第四章 社会保険制度のしくみ

- 1 制度の概要 ..... 23
  - (1) 健康保険
  - (2) 介護保険
  - (3) 年金制度
- 2 社会保険はどのような場合に加入するのか..... 24
  - (1) 社会保険に加入しなければならぬのはどんな団体？
  - (2) NPO 法人の理事長や理事は加入できるかどうか
  - (3) 健康保険の扶養家族
- 3 社会保険保険料の負担 本人と事業所が半分ずつ負担します..... 28
  - (1) 健康保険
  - (2) 介護保険
  - (3) 厚生年金

【コラム】 預り金専用口座を持つと便利です



第五章 NPOの労務手順

- 1 事務所に備えておく必要のある書類 ..... 31
  - (1) 労働者名簿
  - (2) 賃金台帳
- 2 労働保険の事務と保険料の計算・納め方 ..... 31
  - (1) 労働保険料の算出方法
  - (2) 労働保険事務手続き
- 3 社会保険の事務手続 ..... 34
  - (1) 加入の手続き (社会保険事務所へ) ..... 34
  - (2) 退職の場合の手続 ..... 36
  - (3) 社会保険料の算出方法 ..... 36
  - (4) 社会保険料の算定期間 (7月) ..... 37
  - (5) 保険料の徴収方法 ..... 37

第六章 演習 (給与計算)

- 1 給与を支払う時の一連の流れ ..... 39
  - (1) 扶養控除等申告書 ..... 39
  - (2) 給与明細書
  - (3) 一人別源泉徴収簿
  - (4) 現金出納帳の記入
- 2 演習回答 ..... 39
  - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書 ..... 回答-1
  - (2) 給料支払明細書 ..... 回答-2
  - (3) 政府管掌健康保険・厚生年金保険標準報酬月額及び保険料額表・回答-3
  - (4) 雇用保険一般保険料額表 ..... 回答-4
  - (5) 給与所得の源泉徴収税額表 ..... 回答-5
  - (6) 平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿 (=「一人別源泉徴収簿」) ..... 回答-6
  - (7) 現金出納帳記入例 ..... 回答-7

